あきた北法人会だより

第77号　令和３年２月26日

土崎みなと歴史伝承館
（2020.11 新曳山）

発行　公益社団法人秋田北法人会

秋田市土崎港西五丁目３番１号 秋田市北部市民サービスセンター３Ｆ
TEL 018－845－8078　FAX 018－845－8025
http://kitahou.akitalink.com
E-mail:kitahou@galaxy.ocn.ne.jp

令和３年度　税制改正に関する提言

秋田北法人会では、令和３年度税制改正に向け、秋田市に対し提言活動を行いました。

法人会では、各県連からの税制改正に関する要望事項やアンケートを取りまとめ、９月24日開催の全法連理事会において「令和３年度税制改正に関する提言」を決議しました。また、提言の実現に向け、法人会の全組織を挙げ地元国会議員並びに地方自治体に対し要望活動を実施しました。

11月16日　林会長が秋田市穂積市長へ要望書提出

令和３年度　税制改正スローガン

▶コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、中小企業に実効性ある支援と税制措置を！

▶厳しい財政状況を踏まえ、コロナ収束後には本格的な税財政改革を！

【提言趣旨要約抜粋掲載】

Ⅰ　税・財政改革のあり方

1 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

⑴　新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。中小企業は我が国企業の大半を占めており、その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。その際、国や地方は今般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡素化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。

⑵　新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和をスピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。とりわけ、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく使途をチェックする必要がある。

⑶　財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については、聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

⑷　国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに、一部には日本国債の格付け引き下げの動きもでており、政府・日銀には、市場の動向を踏まえた細心の政策運営を求めたい。

2 社会保障制度に対する基本的考え方

社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

⑴　年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」「支給開始年齢の引き上げ」「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

⑵　医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増を抑制するために診療報酬(本体)体系を見直すとともに、ジェネリックの普及率をさらに高める。

⑶　介護保険については、制度の持続性を高めるために、真に介護が必要な者とそうでない者とにメリハリをつけ、給付及び負担のあり方を見直す。

⑷　生活保護は、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

⑸　少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには、安定財源を確保する必要がある。

⑹　中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

3 行政改革の徹底

新型コロナウイルス対策についても、政治の対応が迷走しているほか、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかになり、国民の不満と不信感は近年にないほど高まっている。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。

⑴　国・地方における議員定数の大胆な削減と歳費の抑制。
⑵　厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
⑶　特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
⑷　積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

Ⅱ 中小企業が事業継続するための税制措置

1 法人税関係

中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

⑴　法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15％を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。

⑵　中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①　中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。
②　少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額損金算入とする。

⑶　中小企業の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（生産性向上特別措置法）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

⑷　役員給与の損金算入の拡充

①　役員給与は原則損金算入とすべき。
②　同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき。

2 事業承継税制関係

⑴　事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般財産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

⑵　相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

①　猶予制度ではなく免除制度に改める。
②　新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年度以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。
③　国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、この制度を踏まえて、これから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては、時間的な余裕がないこと等が懸念される。このため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

3 相続税・贈与税関係

相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、次のとおり見直すべきである。

⑴　贈与税の基礎控除を引き上げる。
⑵　相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

祝 おめでとうございます

令和２年度 納税表彰	仙台国税局長表彰	加藤　義光	氏（副会長）
	秋田北税務署長表彰	宮腰　　徹	氏（理　事）

新入会員紹介

どうぞよろしく

正　会　員	代表者名	住　　所
アースクリエイツ合同会社	千種　裕子	秋田市飯島道東１丁目８－33

税務署だより

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご協力ください

平素は税務行政にご理解、ご協力いただき、誠にありがとうございます。申告書作成会場（秋田県労働会館（フォーラムアキタ））及び税務署の混雑緩和、３密を避ける観点からも、納税者の皆様には次の３点の検討をお願いしています。

3密を避ける 3つの提案!!

詳しくは、・・・

1 申告・申請は e－Ｔａｘ・スマホ

2 納税は キャッシュレスで

3 質問事項は電話相談

各種システムのお問合わせ先

★e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク　**0570－01－5901**（全国一律市内通話料金）

月～金▶９～17時（祝日及び12/29～１/３を除く）

1 申告・申請はe-Tax

e-Taxでできること

e-Taxホームページ

① 申告書の提出【所得税・相続税・贈与税・法人税・酒税・印紙税等】
② 諸申請、届出書の提出
③ 法定調書の提出
④ 納税
⑤ 納税証明書の請求

※申告書・届出書等の提出書類は、郵送でも提出できます。
なお、受付済の控えが必要な場合には、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

2 納税はキャッシュレスで

キャッシュレス納税の方法

国税庁ホームページ
国税の納付手続

① ダイレクト納付
② 振替納付
③ インターネットバンキング
④ クレジットカード納付

※金融機関窓口やＱＲコードを利用したコンビニ納付でも、手数料なく納税が可能です。

＊QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

3 質問事項は電話相談

一般的なご相談は電話相談センター

国税庁ホームページ
国税に関する相談

税務署に電話　→　音声案内に従い相談内容の番号を選択
（国税局職員が対応します）

個人の方へ　まずは、e-Taxをはじめてみませんか？

準備するもの

①マイナンバーカード

②スマホ（マイナンバーカード対応）

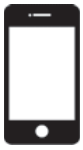

準備ができたら、
マイナポータルへ

★マイナポータルに係る　対応機種、スマホ操作等
マイナンバー総合フリーダイヤル　**0120−95−0178**
月～金▶９時30分～20時　土日祝▶９時30分～17時30分（祝日及び12/29～１/３を除く）

―― 令和２年度 ――

小学生「税の絵はがきコンクール」

秋田北管内の小学校（15校）６年生より応募があった487通から選ばれた最優秀作品１点、優秀作品９点、秋田北税務署長賞１点です。

〈主催〉（公財）全国法人会総連合、東北六県法人会連合会
（一社）秋田県法人会連合会　女性部会連絡協議会
〈後援〉国税庁

（公社）秋田北法人会女性部会賞

最優秀作品

飯島南小学校　武　田　優　太 さん

秋田北税務署長賞

港北小学校　工　藤　陸　央 さん

優秀作品

払戸小学校　富　山　愛　純 さん

優秀作品

五城目小学校　藤　田　日　向 さん

優秀作品

土崎南小学校　及　川　里　桜 さん

※優秀作品は、秋田北税務署に展示する他、秋田北法人会のホームページにも掲載（東北六県の優秀作品含む）いたします。

優秀作品

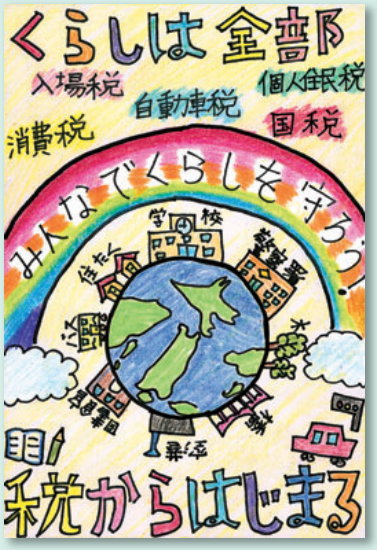

港北小学校　栄　田　莉　歩 さん

優秀作品

港北小学校　佐　藤　汐　音 さん

優秀作品

東湖小学校　鎌　田　芽　依 さん

優秀作品

土崎小学校　吉　田　陽　月 さん

優秀作品

飯島南小学校　佐々木　大　輔 さん

優秀作品

飯島南小学校　佐　藤　絢　香 さん

租税教室開催

青年部会

租税教育活動の一環として管内の小学校（４校）６年生を対象に、税のＤＶＤ・１億円レプリカ等を使用しながら、税の仕組みや税の大切さについて勉強してもらった。

12月11日(金)　秋田市立土崎小学校
講師　鈴木青年幹事

12月14日(月)　秋田市立土崎南小学校
講師　畠山青年副部会長

1月22日(金)　潟上市立追分小学校
講師　畠山青年副部会長

1月27日(水)　男鹿市立北陽小学校
講師　細川青年部会長

部会研修会

令和２年度「県内合同研修会」開催（８法人会）

【青年部会】 2020.10.23

湯沢法人会が今年度担当部会として企画し開催された。（51名参加）
「川連漆器伝統工芸館」の視察・体験研修会を実施した。終了後、湯沢ロイヤルホテルにて、租税教育活動等の情報交換・交流を図りながら、合同研修会を終えた。（次回担当会：大館法人会）

税務関係講習会

秋田北税務署様から講師をお迎えして開催

講習内容及び講師

（１）「コロナ禍におけるリモート税務手続きについて」
～税務行政の将来像に向けて～
秋田北税務署長　土　田　真　弘 様

（２）「年末調整手続の電子化について」
同署法人課税部門統括官　楠　美　　大 様

11月９日（月）
潟上五城目地区（五城館）

11月10日（火）
土崎男鹿地区（ホテル大和）

決算法人説明会

（１）10月14日（水）
対　象 ▶ 10・11・12月決算法人
（２）１月26日（火）
対　象 ▶ １・２・３月決算法人

講　師

秋田北税務署　小林財務事務官 様

ホテル大和

秋田北・南法人会合同セミナー

経理セミナー

１日でわかる！
労務業務の基本と実務

講師：㈲マスエージェント代表取締役
林　　忠史 氏
９月３日（木）「秋田キャッスルホテル」

営業セミナー

営業商談時に役立つ話し方

講師：ボイトレスクール Voice Crew
代表　毛利　大介 氏
９月16日（水）「秋田ビューホテル」

税務セミナー

インボイス制度の
概要と実務上のポイント

講師：税理士　行政書士
星　　叡 氏
10月15日（木）「秋田ビューホテル」

実務セミナー

それ・ハラスメントと言われないための
上手なコミュニケーション術

講師：ファインディングライフ㈱
代表取締役　川島　雪子 氏
12月４日（金）「ホテルメトロポリタン秋田」

税についての総合研修会

法人税の確定申告書作成の
留意点等

講師：秋田南税務署　個人課税
猪岡　正孝 氏他
２月９日（火）「秋田ビューホテル」

※毎年開催実施しておりました「全国大会（岩手大会）」「全国青年の集い（島根大会）」「全国女性フォーラム（愛媛大会）」「女性部会の県内合同研修会」「地域社会貢献事業の講演会」は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、中止になりました。

過ちをくり返さない！

ニュークリエイトマネジメント　代表　長　井　三　郎

創業のとき

橋本さんは29歳のとき、自分にでき、将来性もありそうと考え、クリーニング自営の道を選んだ。

決断すると、行動が速い。さっそく同業者に弟子入りして、洗い方や検品を学び、自宅に最低限の設備をし、職人一人を雇って開業した。中古自転車を買い、毎日夜10時まで客先を回った。お尻がすれて血がにじんでも休めない。

走り回ったおかげで顧客は増え、７年目には工場新築のため土地を買い、工事を始めた。ところが業者がずさんで土盛りは崩れ、台風がくると建てた工場の屋根から雨が濁流の如く流れ落ち、工場が水浸しとなった。

どん底の生活

同じころ、信用していた人の借金の保証人になったが、滞納で弁済に追われた。また会計事務所に勤めていた人に経理を任せていたが、ずさんで税務署から３年にさかのぼり追徴金を徴収された。

追い打ちをかけるように、手伝っていた弟が過労で入院し、妻も入院した。まったくのどん底生活である。肉や魚も買えず、幼子３人を抱えた妻も、仕事と育児で限界だった。

妻が再び入院して手術を受けたが、１週間後に亡くなった。あまりのことに茫然となったが、幼子を抱えては倒れられない。「自分が弱気を起こしたら駄目になる。子どもたちのためにも頑張るしかない。誰のせいでもなく、すべて自分の行いの責任だ。強気でいこう」と自分を叱咤した。

激闘の時代

どん底の生活から気をとり直し、営業を増強してエリアを広げた。さらに絨毯や皮革部門を設け、全国の同業者に教えを求めたことが視野を広げ、成長するための分岐点となった。またこの時期、店舗展開を強力に進める全国チェーンに加入し、営業から工場運営まで最先端のノウハウを学び、企業体質を刷新することができた。

これを契機に近県の同業者数社と親しくなり、なんでも教え励まし合う、終生変わらぬ関係を築けたのも大きな財産となった。

このようなとき、東京の大手が殴り込みをかけてきた。近くに工場を建て、橋本さんの店舗をひっくり返しにかかってきたのである。「弱気になったら終わりだ」と営業のホープを店舗開発に回し、守りと攻めに全力を尽くした。見込み先を回るたびに「あんたで今日は３人目よ」とか「５人目よ」と言われるほど、相手も大人数を投入して必死だ。

しかしこの時期、ライバルも店舗を増やしたが、こちらも負けず店舗を増やしエリアを拡大することができた。食うか食われるかの最激戦の１年を経て、舞台は県庁所在地へと移った。ライバルは今度、そこに集中展開を図ったのである。「だいぶ痛めつけられたが、負けられない」と同地区への進出を決意。ただでさえ激戦区のところへ、またまた厳しい戦いが始まった。

戦いは厳しかったが新店舗と工場を展開でき、エリアは格段に広がった。同時に品質、価格、サービスを競い合ったことで、業界のレベルが上がり、顧客にプラスをもたらすことができた。

忘れてはいけないこと

創業時から、障害者の作業施設づくりを応援したり、次々と新設した工場周辺のまちづくりや地域ボランティアにも積極的に参加したりしてきた。

10年前、長男に社長を譲り、80歳過ぎたいま、公職も辞退するなかで、毎年欠かさず続けてきたことがある。どん底時代を支え、自ら犠牲になった先妻の墓参りである。自らを顧みず、夫と子どものために身を削った妻に、ただただ手を合わせる。「２度と同じ過ちを繰り返さないため、働く人とその家族を大切にする経営を心掛けたつもりだが、本当にこれで良かったのか」。亡き妻に語りかける橋本さんだった。

法人会の経営者大型総合保障制度
広げよう企業保障の大きな傘を

重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから会社と家族をまもります

総合型V Tタイプ

（大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険）

無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）

1～3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、最高２億円の就業障がい保険金を支払います。

○保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主（契約者と被保険者が同一人の場合に限る）の場合です。
○この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
○身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
○当資料に記載の保障は「Tタイプ［無配当就業障がい保障保険（身体障がい者手帳連動・無解約払戻金型）］」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
○この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
○この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
○ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書［契約概要］」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

DAIDO 大同生命保険株式会社
きた東北支社　秋田営業部/秋田県秋田市中通2-3-8（秋田アトリオンビル5F）
TEL 018-833-5121

AIG AIG損害保険株式会社
秋田支店/秋田県秋田市中通2-3-8（秋田アトリオンビル10F）
TEL 018-801-2010

F-2019-1016（2019年8月27日）
19-073026 2021-8

新型コロナウイルスに関する疑問・質問にもお答えしています！

Aflac
本サービスは、アフラックの提携先（株式会社メディカルノート）が提供します。

法人会会員企業にお勤めの皆さまへ

ネット医療相談サービスのご案内

プロの医療チームがあなたをサポートします！

法人会会員企業にお勤めの役員・従業員であれば、おひとり様月１件のご相談まで無料で利用いただけます。

※月1回とは、新しい相談1回を指します。同じご相談における追加質問については回数制限はありませんのでご納得いただけるまでご相談いただけます。月1件を超える新しい相談事項の追加については、通常料金432円（月額・税込）になりますので、翌月無料分のご利用がお勧めです。

記載のサービスは、2020年12月現在の情報です。サービス内容については、予告なしに変更する場合があります。

お問い合わせ　株式会社メディカルノート　support@medicalnote-qa.jp

ご利用はこちらから

Medical Note